

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員	1
会議録署名議員の指名	5
報告第6号 専決処分の報告について	5
報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率について	6
報告第8号 放棄した債権の報告について	6
議案第43号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第44号 令和7年度利府町一般会計補正予算	7
議案第45号 令和7年度利府町国民健康保険特別会計補正予算	28
議案第46号 令和7年度利府町介護保険特別会計補正予算	30
議案第47号 令和7年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算	30
議案第48号 令和7年度利府町町営墓地特別会計補正予算	32
議案第49号 令和7年度利府町水道事業会計補正予算	32
議案第50号 令和7年度利府町下水道事業会計補正予算	33
議案第51号 工事請負契約の締結について	33
議案第52号 訴えの変更について	34
議案第53号 和解及び損害賠償の額の決定について	34
議案第54号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について	37
請願第2号 国に対する「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書の提出を求める請願	39
認定第1号 令和6年度利府町一般会計歳入歳出決算	42
認定第2号 令和6年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算	42

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

認定第3号 令和6年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算	42
認定第4号 令和6年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	42
認定第5号 令和6年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算	42
認定第6号 令和6年度利府町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	43
認定第7号 令和6年度利府町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	43

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

令和7年9月利府町議会定例会会議録（第3号）

出席議員（16名）

1番	郷右近	佑悟	君	2番	阿部	彦忠	君
3番	須田	聰宏	君	4番	高木	綾子	君
5番	皆川	祐治	君	6番	鈴木	晴子	君
7番	金萬	文雄	君	8番	土村	秀俊	君
9番	浅川	紀明	君	10番	今野	隆之	君
11番	小渕	洋一郎	君	12番	高久	時男	君
13番	伊藤	司	君	14番	羽川	喜富	君
15番	永野	涉	君	16番	鈴木	忠美	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	熊谷	大君
副町長	櫻井	やえ子君
総務部長	村田	晃君
総務部総務課長	和田	あづみ君
兼選挙管理委員会事務局長	戸枝	潤也君
総務部危機対策課長	後藤	俊寿君
総務部デジタル推進室長	郷右近	啓一君
企画部長	千葉	友弥君
企画部秘書政策課長	石垣	伴彦君
企画部財務課長	門田	唯志君
企画部スポーツ振興課長	堀越	伸二君
町民生活部長	吉田	雄一君
町民生活部町民課長	高橋	活博君
町民生活部税務課長		

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

町民生活部生活環境課長	鈴木 健二	君
保健福祉部長兼地域福祉課長	谷津 匡昭	君
保健福祉部子ども支援課長	加藤 典子	君
保健福祉部健康推進課長	小原 晶子	君
保健福祉部子ども家庭センター所長	柏崎 裕子	君
経済産業部長	藤岡 章夫	君
経済産業部商工観光課長	佐藤 瑞穂	君
経済産業部農林水産課長	佐藤 真文	君
兼農業委員会事務局長	福島 俊	君
都市開発部長	大和田 浩史	君
都市開発部施設管理課長	川田 優	君
上下水道部長	鈴木 崇裕	君
上下水道部上下水道課長	千田 耕也	君
会計管理者	阿部 昭博	君
教育部長	小野寺 厚人	君
教育部教育総務課長	古澤 晃一	君
教育部生涯学習課長	宮城 正義	君
兼郷土資料館長	櫻井 貴徳	君
代表監査委員	八巻 梓	君
保健福祉部地域福祉課福祉総務係長		
保健福祉部地域福祉課介護福祉係長		

事務局職員出席者

事務局長	太田 健二	君
監査係長	戸石 美佳	君
主査	鈴木 則昭	君
主事	斎藤 杏太	君

議事日程（第3日）

令和7年9月5日（金曜日）午前10時 開議

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第 6 号 専決処分の報告について
- 第 3 報告第 7 号 健全化判断比率及び資金不足比率について
- 第 4 報告第 8 号 放棄した債権の報告について
- 第 5 議案第 43 号 職員の育児休業に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 44 号 令和7年度利府町一般会計補正予算
- 第 7 議案第 45 号 令和7年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第 8 議案第 46 号 令和7年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第 9 議案第 47 号 令和7年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 10 議案第 48 号 令和7年度利府町町営墓地特別会計補正予算
- 第 11 議案第 49 号 令和7年度利府町水道事業会計補正予算
- 第 12 議案第 50 号 令和7年度利府町下水道事業会計補正予算
- 第 13 議案第 51 号 工事請負契約の締結について
- 第 14 議案第 52 号 訴えの変更について
- 第 15 議案第 53 号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 第 16 議案第 54 号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 17 請願第 2 号 国に対する「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書の提出を求める請願
- 第 18 認定第 1 号 令和6年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 19 認定第 2 号 令和6年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 20 認定第 3 号 令和6年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 21 認定第 4 号 令和6年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 22 認定第 5 号 令和6年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 23 認定第 6 号 令和6年度利府町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第 24 認定第 7 号 令和6年度利府町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

本日の会議に付した事件

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（鈴木忠美君） おはようございます。

ただいまから令和7年9月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木忠美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、14番羽川喜富君、15番永野 涉君の2名を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしております議事日程の順に進めてまいります。

暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

日程第2 報告第6号 専決処分の報告について

○議長（鈴木忠美君） 日程第2、報告第6号専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。12番高久時男君。

○12番（高久時男君） ちょっと内容の説明をお聞きしたいと思います。

金額は大したことないんですけども、駐車場だと思うんですけども、その辺の内容ですね。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。施設管理課長。

○都市開発部施設管理課長（大和田浩史君） お答えいたします。

こちらにつきましては、公営駐車場の年間借地料のうち、上半期分の借地料に対して遅延損害金が発生したものです。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 12番高久時男君。

○12番（高久時男君） 遅延損害金が発生したということなんですかけども、大体こういうものって年間決まっているんじゃないの、金額って。何で去年はそういうことが、去年というか、通常は起きないので今回だけそんなことになってしまったのかなというところを説明願い

ます。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。施設管理課長。

○都市開発部施設管理課長（大和田浩史君） お答えいたします。

こちらの請求書につきましては、前年度は紙といいますか通常の請求書で届いていたんですけども、今年度から、相手方の請求方法が電子請求に切り替わりまして、その請求の通知につきまして、担当職員がメール受信で確認していたんですが、そのままにしてしまいました、その後の事務処理を失念してしまったものです。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第6号専決処分の報告についての報告を終わります。

日程第3 報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（鈴木忠美君） 日程第3、報告第7号健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第7号健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

日程第4 報告第8号 放棄した債権の報告について

○議長（鈴木忠美君） 日程第4、報告第8号放棄した債権の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第8号放棄した債権の報告についての報告を終わります。

日程第5 議案第43号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第6、議案第43号職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第43号職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第6 議案第44号 令和7年度利府町一般会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第6、議案第44号令和7年度利府町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行いますが、分かりやすく簡潔に行ってください。

なお、質疑は1人2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合には、一巡した後にお願いします。

また、質疑は重複しないように、関連質疑で対応するようお願いいたします。

質疑の発言を許します。11番小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） では伺います。

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

ページ19ページ、2款6項3目12節委託料、文化体験型武道ツーリズム企画運営業務委託について。これ歳入の国庫支出金の中で、12ページにある17款3項3目教育費委託金1節の中のスポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業委託としてスポーツ庁から500万円受けて、そしてスポーツツールとする持続可能な地方集客の仕組みづくりという説明を受けましたが、これは弓道という話で伺っております。具体的に、どのような事業を行うのか、また、特に支出する部分のところで委託料186万5,000円減になっておりますけれども、総合体育館の関係、また文化体験型ツーリズムのこの関係についての詳しい金額の内訳を求めるます。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。スポーツ振興課長。

○企画部スポーツ振興課長（門田唯志君） お答え申し上げます。

まず文化体験型武道ツーリズムの内容についてでございますが、今回、スポーツ庁の、先ほど歳入のほうで御指摘があったとおりなんですけれども、スポーツ庁の、日本発祥の武道と歴史、文化を組み合せて、日本でしか経験することのできない高いツーリズムコンテンツの創出と地方誘客、そういった事業に委託料という形で、町と委託契約を結んでその事業をやっていくと、伴走型支援型の助成金ということで採択を受けたことにより、今回補正のほうで計上させていただいております。

内容につきましては、町のほうでも新たな弓道場もできましたし、あと弓に関する歴史、そういうものもあったりとか、あとは中学校、高校弓道部の活躍、そういうものもありますし、あと伊達文化の伊達弓道、そういう流れもございますので、そういうものをうまく組み合せて新たな武道ツーリズムコンテンツを造成していくというものでございます。

あと、給排水管整備の工事設計委託料との関係なんですけれども、500万が事業の委託金ということで国のほうから入ってくるんですけれども、それと大体同額程度の歳出がございます、武道ツーリズムに関しましては。その差額分が、今回、給排水の設備整備実施設計業務委託料のほうで減額となっている金額ということで御理解いただければと思います。

○議長（鈴木忠美君） 11番 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 持続可能なやり方でやるということなので、これ単年度予算で計上されておりますけれども、これ何年を目標としてやっていくものなのか、これしっかりと定着させていかなければいけない問題だと思いますので、そのところの見解をお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。スポーツ振興課長。

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

○企画部スポーツ振興課長（門田唯志君） お答え申し上げます。

今年度に関しましては、こちらの武道ツーリズムのコンテンツ造成、イベントづくり、そういったところ、あと地域の担い手育成というところもちょっとあるんですけども、そういうソフト面で重点的に補助金の申請をさせていただいております。

来年に関しましては、採択事業なので100%は言えないんですけども、それを実際に販路として開拓していったり、プロモーション、そういったものにも、そういった形の、来年は展開も含めた形で、もう一度来年も、一応我々としては2か年という形になるんですけども、そういう形で分けて申請していきたいというところでございます。

こちらもスポーツ庁のほうとも我々の思いも伝えておりまして、そのような形で進めていきたいということで、スポーツ庁のほうにも御理解をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 11番 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） これは利府中学校の弓道場を使用してやるという事業なんんですけども、実際に利府中学校の生徒たちが部活をするのに支障にならないのか、そこら辺の仕分はどういうふうにやっていくのかというところを見解をお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。スポーツ振興課長。

○企画部スポーツ振興課長（門田唯志君） お答え申し上げます。

今、ちょっとこちらの事業を補正に上げる段階で、学校教育のほうとも御相談させていただいていまして、土曜日、部活が多いというところもございますので、そういう日程も我々のほうで把握しておりますので、その辺を外しながら、協議しながら事業の実施については考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ほかに質疑ございませんか。（「関連」の声あり）3番須田聰宏君。（「関連」の声あり）じゃあすみません、7番金萬文雄君。（「私も関連なんですが」の声あり）金萬さん、ちょっとお待ちください。関連で須田聰宏君。

○3番（須田聰宏君） 関連でお願いします。

今の御説明で、ターゲットといいますか対象になるのは、国内外のお客様プラス地域の皆様もということで含めて理解してよろしいでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。スポーツ振興課長。

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

○企画部スポーツ振興課長（門田唯志君） お答え申し上げます。

今回のターゲットといたしましては、今回採択された理由もちょっと関係するんですけれども、スポーツ庁のほうでも利府町の地の利といいますか、旅行のゲートウェーにすごい近いというところもあります。そういったところで、いろいろ仙台港だったりとか、あと空港、そういったところの誘客も大分見込めるんではないかというところで、少し富裕層をターゲットとした少人数の旅行、そういったものに焦点を当てていったほうがいいというところもありますので、そういったところを目指していきたいと思います。

あとは、もちろんこれは国内外問わずというところになるんですけども、あともう1点は、やはり地域の人材づくりというところもありますので、本当に近隣の弓道場で練習されているような、利府に住んでいる方もたくさんいらっしゃいますので、そういった方にも、今回このツアーのほうに呼んで体験していただきまして、ぜひこの弓道場を使って将来的に担い手になつていただけるような方も育成というのも、ちょっと裏に、我々の目的としてはございますので、そういったものも含めて普及してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） それでは、関連で金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） これ、大体内容はツーリズムなので何とか分かったんですけども、利府町だけの関係なんですか。これ近隣の市町村との連携でやるとか、あと観光協会との連携でやるとかという、そういうことになるのか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。スポーツ振興課長。

○企画部スポーツ振興課長（門田唯志君） お答え申し上げます。

今回のこの事業申請に関しましては、町単独という形になっておるんですけども、実際ちょっと石巻のほうとか白石、そういったところでも弓道武道ツーリズムというのは、やっていく地域がございます。そういったところの回遊性なんかも、今ちょっと石巻さんにはお話をさせていただいているんですけども、そういった回遊性も含めまして、より効率的な効果的な事業運営というのができないものかというのは検討しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ほかに。10番今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 私からは、3点お願いします。

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

第1点目、16ページ、総務費の財産管理費14節工事請負費、（旧）郷土資料館解体工事についてなんですが、これ、工事の周知とか、それと工程、期間について伺います。

2点目、23ページ、衛生費、養育医療給付費、これの扶助費、養育医療給付費について伺いますが、この需要見込みを教えてください。

次に3点目、24ページ、商工費1目商工振興費補助金、新事業チャレンジ応援事業の具体的な内容を伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。財務課長。

○企画部財務課長（石垣伴彦君） お答えします。

財産管理費の（旧）郷土資料館解体工事についてでございますが、こちらの工事は、老朽化した（旧）郷土資料館の解体工事を行うものであります。スケジュール的には、この補正が可決され次第、アスベスト調査を実施しまして、その結果に応じた形での解体工事を行っていく予定としております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 子ども支援課長。

○保健福祉部子ども支援課長（加藤典子君） それでは、養育医療給付費扶助費についてお答えいたします。

需要見込みにつきまして、こちらにつきましては、まず2,000グラム未満で生まれた養育が必要な子供たちの医療費の補助となっております。昨年度から引き続き、大体5件ぐらい増えておりましたけれども、三つ子ちゃん、双子ちゃんが今回、前年度から増えております。この方々の医療費のほうが増額になっている状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 商工観光課長。

○経済産業部商工観光課長（佐藤瑞穂君） お答えいたします。

新事業チャレンジ応援事業の300万のものについてですが、こちらの事業、当初予算で最初300万円で計上しているものになります。現在、今年度3社から申請がありまして、約260万円の交付決定をしているところですが、それ以外の企業さんからの問合せが多くあります。町いたしましてもさらに支援をしていきたいことから増額要望するものでございます。

以上でございます。

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。10番今野隆之君。

○10番（今野隆之君） まず1点目、アスベスト調査をするということで、それに、その調査結果によって、またいろいろ変わってくると思うんですけれども、この工事の周知はどのようしていくのか、そこら辺のところをお願いします。

それと2点目、5件増というふうなことなんですけれども、これは医療的ケア児支援の強化というのはどうなのか、そこら辺お伺いします。

次に3点目、公募要件とか審査基準というのは変わりないんですか、そこら辺お願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。先に財務課長。

○企画部財務課長（石垣伴彦君） 工事実施の周知方法についてでございますが、アスベスト調査の結果に応じた形で、そちらの状況というのは変わってくるとは思います。ただし、文書配達等で工事の実施については周知を考えているところでございます。アスベスト調査のレベルに応じて、レベル1等々が出た場合には、もちろん周辺に与える影響も大きくなる可能性もございますので、そういう際は説明会の開催も検討する必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 次に、子ども支援課長。

○保健福祉部子ども支援課長（加藤典子君） お答えいたします。

こちらは、2,000グラム未満の生まれたお子様の養育医療になります。その後、その成長に応じてケアが必要な状況になるとかということはあるかもしれません、まずは1年間見守りを続ける医療的な医療費の補助になります。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 最後に商工観光課長。

○経済産業部商工観光課長（佐藤瑞穂君） お答えいたします。

こちらの事業の助成金の制度内容、公募の仕方については例年どおりとなっております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） よろしいでしょうか。ほかに質疑ございませんか。それでは7番金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 2点お願いいたします。

1点目は、23ページの4款衛生費1項7目環境衛生費のところで、重点対策加速化事業を今

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

回未交付ということで、1億1,300万、トータルで予算執行ができないという状況だと思うんですけれども、これはたしか中身は太陽光とかエアコンとかゼロカーボンチャレンジの内容だったと思うんですけれども、これ事業への影響、もう既にエアコンとかの補助は事業は終わっていると思うんですけれども、今後の事業で影響というのはどうなのかというところをまず1点聞きたい。

2点目は、28ページ、10款2項3目学校施設費なんですけれども、14節で小学校電話機改修、インターホンの設置工事ということで、防犯対策というふうに説明を受けたかと思うんですけれども、具体的な内容について、どういうものを入れるのかということも含めて御説明をお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。最初に生活環境課長。

○町民生活部生活環境課長（鈴木健二君） お答えいたします。

まず重点加速化が不採択となったことによる減額ということなんですが、現在エアコンの買換え補助というのは周知をして、完了は一応今年度としているんですが、こちらはみやぎ環境交付金のほうを活用して実施させていただいている状況となります。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 次に、教育総務課長。

○教育部教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

まずインターホンの設置工事のほうでございますけれども、こちらは不審者対策を図るために設置工事となっております。今のところ、未設置の学校から要望がありまして、今回設置するものでございます。通常のインターホンを押していただいて職員室で応答すると、そういうような形の工事になっております。

電話機改修工事のほうにつきましては、こちらは教員の執務環境改善のためということでございまして、勤務時間外の不在メッセージや通話録音機能、こちらのほうを導入するものとなっております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 7番金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） エアコンの補助については、1点目ね、ごめんなさい、エアコンの補助については分かったんですけども、ほかにゼロカーボンチャレンジの事業も計画されていると思うんですけども、そこら辺の事業への影響、あるいは中止するということもあるんでし

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

ようかということの、全体的な1億1,000万の予算を組んでいるところの事業への影響はどうな
のかということをお聞きしたかったんです。

2点目は、これはインターホンも含めて録音機能もあるものということでおよろしいですか。
ただインターホンじゃなくて防犯機能ということは、録音機能のあるインターホンもあるんで
すけれども、そういうようなものを入れるということでいいでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。1問目、生活環境課長。

○町民生活部生活環境課長（鈴木健二君） お答え申し上げます。

今年度、重点加速化事業は不採択となりましたが、今年のその部分のエアコンだけを、先ほ
ど申し上げたとおりみやぎ環境交付金のほうで実施しているところです。そのほかの事業につ
きましては、今年度、また再構築をして、令和8年度まで一応この補助がありますので、来年
に向けて全ての事業を精査した上で、再度チャレンジするということで今進んでおります。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 次に、教育総務課長。

○教育部教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

インターホンの設置工事のほうでございますけれども、すみません、録画機能はつかない形
でのインターホン設置工事を予定しております。しかしながら、昨年度、防犯カメラの設置工
事を各小中学校に設置しておりますので、その中でどういった方が来たかというのは、ある程
度、場所場所で録画できておりますので、そちらでカバーできるのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） よろしいでしょうか。ほかに。（「関連で」の声あり）3番須田聰宏君。

○3番（須田聰宏君） では、関連でお願いします。

小中学校のインターホン設置についてなんですか。現在、予定では全ての学校に設置
されるという方向になるんでしょうか。それともつかない学校があるかというところをお願い
します。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育総務課長。

○教育部教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

今のところ、未設置の学校のほうから、今回要望があったところに設置するように予算計上
しておりました。まだ実際、このままだと未設置の学校が出てきてしまう状況になるんですけ
れども、そちらのほうについては、今後速やかに調整してまいりたいと考えております。

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） ほかに質疑ございませんか。4番高木綾子君。

○4番（高木綾子君） では、私のほうから2点お願ひいたします。

1つ目は、18ページをお開きください。2款6項1目企画総務費18節負担金、補助及び交付金の地域活性化起業人制度、こちら560万減額になっております。先日の補足説明で、地域おこし協力隊とともに地域課題の解決や地域活性化のために活動する地域活性化起業人制度ということを伺いましたが、この制度というのは、協力隊の各部門の専門的な知識や経験を積んでもらうためのサポート的な役割をしている企業さんということで認識してよろしいでしょうか。これがまず1つです。

2つ目が、20ページをお開きください。3款1項2目18節セカンドライフ応援事業、こちら60歳以上の学び直しとの説明がありましたが、具体的な補助内容などを教えていただきたいです。よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。1問目、秘書政策課長。

○企画部秘書政策課長（千葉友弥君） お答えいたします。

議員お見込みのとおりでございまして、地域おこし協力隊の支援、助言、そういうものを担当しているのが起業人ということになります。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 2問目、健康推進課長。

○保健福祉部健康推進課長（小原晶子君） お答えいたします。

2点目のセカンドライフ応援事業、こちらのほうですが、対象者の年齢のほうが65歳以上の方を対象としたいと考えております。また、補助の内容につきましては、趣味の拡充や新たな資格などの取得、そういうものに関する経費としまして、教室や講座の受講料や受験料、参加費、そういうものを助成したいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 4番高木綾子君。

○4番（高木綾子君） では、1点目の地域活性化起業人制度ということを説明いただきましたが、まず6社から5社に減ったという、1社減ったということですが、減った経緯を教えていただきたいのと、あとその1社は協力隊のどの部門をサポートしていたのか。また、それによって協力隊の活動に支障はなかったのか教えてください。これがまず1つです。

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

次のセカンドライフ応援事業の件ですけれど、例えば個人で大学にまた入り直したりとか、農業を始めたりとか、そういう個人的なものに使用というのも可能なんでしょうか。お願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。1問目、秘書政策課長。

○企画部秘書政策課長（千葉友弥君） お答えいたします。

まず当初6社、6名ということで、その後に5社、5名となりましたけれども、こちらにつきましては、その1社の会社のほうの事情がございまして、社員の派遣が難しくなったということで、そちらは辞退という形になりました1社減ったというところでございます。

次に、どの部門だったのかということなんですけれども、マーケティングですとか、そういった部門を担当していただいておりました。今現在、5名の方を起業人として派遣していただいているんですけれども、その中でもマーケティング部門にたけた方がいらっしゃいますので、そここの部分については問題ないのかなと思っております。

あと最後に、1人減ったことによって協力隊員に対しての支障があるのかどうかということでおざいますけれども、先ほど申し上げましたとおり、1名減った部分でもほかの5名で十分リカバーできている部分が多いと思っておりますので、特に支障は今のところはないものと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 次に、健康推進課長。

○保健福祉部健康推進課長（小原晶子君） お答えいたします。

こちらの補助対象は、講座や本当に趣味の教室、そういうものに対する受講料や受験料、参加費というものの補助を対象にしておりますので、今議員おっしゃるとおりの内容のものでしたら、夢チャレンジ応援事業のほうを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。（「関連ですので」の声あり）関連。1番郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） では、セカンドライフ応援事業のほうで関連で質問させていただきたいんですけども、対象となる補助の上限額ですとか見込んでいる募集人数と、対象としている分野、趣味とかそういうところの受講料ということなんですけれども、その趣味の範囲といいますか、そういうところで何か現段階で想定しているような、ある程度範囲とかとい

のあるのか教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。健康推進課長。

○保健福祉部健康推進課長（小原晶子君） お答えいたします。

今現在考えておりますのは、補助対象の経費というものは、大体当該年度で1人1回5万円を上限として考えております。また、趣味の教室だったんですが、特に制限を設けるようなことは考えておりません。趣味ですと様々にお料理の講座だったりとか、あとはハンドメイドだったりとか、楽器、語学、いろいろな教室とかがありますので、幅広い教室の受講料というのも補助対象にしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） ほかに関連でございませんか、関連で。2番阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） ただいまのセカンドライフ応援事業につきまして、受講料という範囲なんですが、答弁いただいた中で、例えば楽器に関するものであったりとか、備品をそろえたりとかというのも、中には教材としてセットになっていたりですとか、そういったものが見込まれるかと思いますが、そういうものについては、どこまでが対象の範囲となるでしょうか。いわゆる月謝といわれる受講に特化した部分のみになるんでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。健康推進課長。

○保健福祉部健康推進課長（小原晶子君） お答えいたします。

今現在考えております補助対象経費というものは、あくまでも本当に受講料または新たな資格のための受験費、また参加費の中で教材費というものであれば、そちらのほうも含めて考えたいと思いますが、備品等や、あとは教室まで行くための交通費だったりとか宿泊費、そういうものは補助としては今考えておりません。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 関連でございませんか、あとは関連、今までの関連。ないね。改めて、

それでは14番羽川喜富君。

○14番（羽川喜富君） 1点だけ確認させていただきたいと思うんですけども、27ページ、そこで学校教育費の12節委託料の42万7,000円、小学校水泳授業指導等業務委託料ですけれども、これはどこで実施されていく形になっていて、人数的なものがどのような人数の先生方が対応しているのか、代表的なものを教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育総務課長。

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

○教育部教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

小学校水泳事業指導等業務委託料のほうについてでございますけれども、今年度につきましては、町の屋内温水プールのほうで指定管理者のほうに委託しての事業を考えております。ついていく教員ということでございますけれども、こちら今回小学校5年生と6年生を予定しているんですが、各クラスの担任の先生プラス1名の教員が現地に赴く予定となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。（「関連」の声あり）11番小渕洋一郎君。いいの。（「関連」の声あり）じゃあ3番須田聰宏君。

○3番（須田聰宏君） では、ただいまの小学校水泳授業指導等業務委託料についての関連です。

プールのほうの場所は分かりました。対象のほうは、第二小学校の5、6年生ということで、クラス数と、それから授業時数としては何時間分そちらのほうで授業するのかということ、それから担当するそちらのプールのほうの指導員の人数というのが分かりましたらお願ひします。それから、実施時期は現在のところ何月ぐらいを予定しているでしょうか。

すみませんもう1点、移動手段についてと、その経費についてお尋ねします。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育総務課長。

○教育部教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

まず小学校のほうですけれども、今年度、利府第二小学校を予定しております。また、クラスのほうですが、5年生で2クラス、6年生で2クラスございますので、そちらのほうで行う予定でございます。

あと授業の時数ですが、今回小学校5年生で2回、6年生で2回、屋内温水プールのほうに行く予定となっておりまして、授業の2こま分を使って1回行くんですけども、1こま分は授業時間、1こま分は移動等の時間ということで今回は見込んでおります。

実施の時期でございますけれども、今年度来月の10月から12月の上旬にかけて4回行う予定となっております。

移動手段でございますが、今年度につきましては町のバスを使用させていただくことにしておりますので、そちらのほうの予算は計上していないところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） ほかに関連でございませんか。関連。ないですか。では次。1番郷右近

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君）では、24ページの6款1項3目18節負担金、補助及び交付金の果樹生産拡大推進事業300万円なんですけれども、これ当初予算だと67万円ぐらいですけれども、これ結構大きく増額しているのは、何か果樹生産に関して新しい技術、何か農家の皆さんに広めたいとか、そういった意向があるのか、そういうことなのか教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木忠美君）当局、答弁願います。農林水産課長。

○経済産業部農林水産課長兼農業委員会事務局長（佐藤真文君）お答えいたします。

果樹生産拡大推進事業でございますが、こちらにつきましては、果樹の生産性向上を図るための苗木、あとは省力化、新植基準を行うための施設整備等に要する経費でございまして、今回の補正計上額は、新規就農者が梨の栽培を開始するに当たり必要になる梨棚設置と圃場整備工事等の費用に対する補助金でございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君）よろしいですか。ほかに。2番阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君）私から3点、質問させていただきます。

まずは23ページ、6款1項3目11節緊急銃猟時補償費用保険料ということなんですけれども、保険内容を何か変えるものなんでしょうか。また最近、熊の出没も何か所か出ているようなんですけれども、そういうった時事問題といいますか案件に対応するためのものなんでしょうか。

2点目です。25ページ、7款1項3目12節ふるさと応援広告掲載業務委託料とありますけれども、これは何かイベントとかで出展して宣伝などをするようなものなんでしょうか。また、対象となるものが例えば商品なのか、利府町観光地としてのPRであったりとか、またスポーツに関するものなのか、その辺り具体的に教えてください。

それから3つ目なんですが、27ページ、10款2項3目12節、こちら小学校高木剪定等業務委託料、またこれ中学校にも御要望がございまして、同じく高木剪定等業務委託料というのがございます。こちら、それぞれどちらの学校でどういった内容のものが対象になっているか教えてください。

○議長（鈴木忠美君）当局、答弁願います。1問目については農林水産課長。

○経済産業部農林水産課長兼農業委員会事務局長（佐藤真文君）お答えいたします。

緊急銃猟時補償費用保険料でございますが、こちらのほうは、鳥獣保護管理法が改正されたことによりまして、熊、イノシシ等の緊急銃猟の実施により発生しました第三者の対物損害な

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

どに対して自治体が行う損失補償に要する費用の保険料でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 次に、2問目について商工観光課長。

○経済産業部商工観光課長（佐藤瑞穂君） お答えいたします。

こちらのふるさと応援広告掲載業務委託料の内容ということかと思いますが、こちらの委託につきましては、お客様がふるさと納税をするときに開くポータルサイト、そちらを開いたときに、お客様の目にすぐに利府町のページが留まるように、サイトのトップのページに利府町が出てくるようにしたりとか、あとは各サイトで組んでいる特集のページに利府町が掲載されるようにするものでとか、あとは、例えば牛タンとかチーズケーキと品目で検索したときに、すぐに利府町の返礼品が一番上に出てくるようにするとか、そういういたものができるようにするための業務委託料となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 最後に教育総務課長。

○教育部教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

高木剪定等業務委託料の件についてでございますけれども、まず小学校のほうにつきましては利府小学校と利府第二小学校、中学校については利府中学校を予定しております。内容といたしましては、利府小学校については、裏のほうの支障木の関係、第二小学校につきましては、第二小学校の裏山の部分の関係、また利府中学校については校庭側、リフノス側にございます木の剪定、落ち葉等の対策でということで考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。ほかに。それでは3番須田聰宏君。

○3番（須田聰宏君） 28ページになります。10款2、3項になります、小中学校にまたがるもので、先ほどインターネットの件があったんですけれども、電話機改修工事についてです。先ほど録音機能とかという件、こちらの話なのかなと思いますが、この設置工事をするに当たってどういうふうな対応時間、先生方が受け付ける時間と、それからこちらの電話のほうの機能で対応する時間、どういう機能があるのかというのを教えていただきたいのと、その対応時間をお願ひいたします。

続けて10款3項3目12節と14節に関わるところです。利府中学校の弓道場の機械警備業務委託料と、その設置工事の内訳がなかったので、こちらどのぐらいの予算額を取っているのかと

いうのをお教えいただきたいと思います。

確認ですが、こちらは警備会社等の防犯システムということでよろしいのでしょうか。その中身について、防犯カメラなど設置の予定があるのかどうか御確認したいと思います。お願ひします。

○議長（鈴木忠美君） それでは、当局、答弁願います。教育総務課長。

○教育部教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

まず小中学校の電話機改修工事のほうについてでございますけれども、電話の機能といたしましては、通話のときに録音ができる機能が新たに搭載されるという予定でございます。また、勤務時間外の不在メッセージ、留守番電話のようなものが流れるようにということで考えておりますので、その切替えのボタンが新たに設置することで考えております。

学校の対応時間につきましては、今もう既に、この時間ということで決まっているものはございませんけれども、今のところ、例えば小学校ですと7時45分から夕方の5時30分までとか、中学校のほうについては、始まりは同じく7時45分から、部活のありなし等については関係があるんですけども、午後6時30分ぐらいまでとか、そういったところになろうかなと思いまして、そこは各小中学校の校長先生等と相談しながら決めていきたいと考えております。

次に、2点目の利府中学校弓道場機械警備のほうについてでございますが、こちらは何か特別な設備というわけではございませんで、通常の施設にあるような機械警備というものを想定しております。カードを差し込んで警備を解除するとか、そういったようなものをイメージしていただければなと思います。

防犯カメラについては、すみません、残念ながら今のところちょっと予定はしておりません。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 3番須田聰宏君。

○3番（須田聰宏君） では、電話のほうの録音機能とかついているということなんですかとも、今御説明があったとおり、小学校と中学校では対応の仕方が若干変わらるのかなというふうに思います。

特に中学校では、部活動の指導時間などは、各顧問の先生それぞれの活動場所に移動したりということもありますし、勤務時間を少し過ぎてからの活動等もありますので、それは各校の事情に合わせて対応するということでよろしいということでしょうか。

それから、対応時間外に保護者のほうから、やはり連絡が取れないという場合もあると思う

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

ので、そういった個別の対応については、どのような配慮がされるのかお聞かせ願います。

続けて警備システムのほうなんですけれども、こちらカードを差し込んだりして警備開始というようなことをやるんだと思いますけれども、これについては、恐らく学校であれば日直の先生だとか、最終的には教頭先生が最終確認という流れになるとは思うんですが、これも学校のほうのそういった分担で行うということでおろしいでしょうか。お願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育総務課長。

○教育部教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

まず電話の機能のお話でございますけれども、確かに各学校で事情は異なるんですけども、あまりばらばらでも保護者の皆さんも混乱してしまうかなと思いますので、各学校の事情はもちろんございますけれども、ある程度小学校では基本的にこの時間からこの時間まで、中学校ではここからここまでという形で基本ベースを決めつつ、各学校の、例えばその日にあるイベントや授業によっても違うと思いますので、そこは配慮しながら決めていければなと考えております。

あと、時間外の対応についてでございますけれども、基本的に学校のほうでは対応できないということで考えております。児童生徒の生命や安全等に関わる場合、そういったときにつきましては110番や119番に通報してほしいということで呼びかけてお話しさせていただければなと考えております。

中学校の弓道場のほうですけれども、基本的に中学校の施設でございますので、学校のほうで管理を通常時はしていただくということで考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 3番須田聰宏君。

○3番（須田聰宏君） すみません、最後になります。

この電話機能については、町内の小中学校全校に配備されるものなのかということ。それから今ありましたように、なかなか先生方の日直とか、いろいろな場所を見て回ると、施錠とか、そういった新しい設備があれば、その分時間ももちろんかかりますので、きちんと管理するのには仕方ない時間がかかるんですけれども、やはり1人当たり45分ぐらいかけて学校内を回るということが必ず出てきますので、さらに教頭先生も同じ時間かけて回るということを毎日やっておられると思います。限りなくそういったところの警備の部分だとか、教員じゃなくてもできる部分となるのかなと思うので、今後そういったところの配慮なども御検討いただけたら

と思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育総務課長。

○教育部教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

電話機改修工事のほうにつきましては、全校を予定しております。あと施錠の管理についてでございますけれども、今回はこういった形で機械警備のほうを導入することでございます。今後につきましては、教員の負担ということもさらに勘案しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 関連でございませんか、関連で。ないですね。（「一巡したということいいですか」の声あり） 12番高久時男君。

○12番（高久時男君） それでは11ページ、2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金3節地域脱炭素移行・再エネ推進交付金ということで、重点対策加速化事業ということで、残念ながら不採択になってしまったということです。執行部のほうも大分残念だし遺憾に思っていると思います。

というのは、これたしか去年、執行部と議会で、当時の伊藤大臣に採択のお礼を兼ねて表敬訪問しているんですね。その段階で10人ぐらいで行っているわけだけれども、てっきり採択されたのかなと思っていたわけです。が、今この段階になって不採択になってしまったので、執行部も非常に残念だと思っていると思いますけれども、これに関して、その経過、その辺ちょっとお聞きしたいなと思っています。

というのは、町も国も単年度主義だから、去年お礼に行ったとしても、恐らくその段階で予算が認められたのは調査費、町からの補助が4分の3で750万で、実際昨年調査をやっていますけれども、これで今回の決算を見ると980万使っているわけです。これが無駄になってしまうのかなということだと思っていたんだけれども、そしたら、来年度もう一回申請するというお話をでした。その辺の流れの部分、当初どのぐらいのものの採択というか、口約束でもいいんだけれども、どのぐらいのものを約束で得られるという確信があったのか、その辺を聞きたいと思います。

その確信を基に債務負担行為を組んでいるわけですね。これが令和8年度から令和11年度まで、今年度マイナス予算を組んでいますけれども、債務負担では6億700万組んでいるわけです、令和11年まで。だから、ここまでものを、例えば口約束、伊藤大臣の下でそういうことがあります。

ったのかどうかというものの確認ですね。

先ほどの答弁の中で、この補助メニューは令和8年まであると答弁しているんだけれども、これって令和8年度までの重点加速化事業の補助メニューなのに、何でこの廃止になった債務負担行為、令和11年まで入っているのかな、その辺の最初の組み方の問題、その辺の説明を願います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

昨年度7月に、議長、副議長はじめ各常任委員長、そして町のほうからは、当局側からは町長、副町長、そして企画部長、あと私という形で、当時の伊藤信太郎大臣ところに陳情に行かせていただきました。

その当時は、町のほうでも、環境局のほうとも打合せをさせていただきまして、実際、その時点でそれが採択になるかという形のもので、何かかにかの約束事があったわけではございません。そのときに高久議員も一緒にいらっしゃったと思うんですけれども、今回、町のほうで導入可能性調査のほうを、まず750万ですか、そういう形で実施をさせていただくと。それを基に、今後公共施設などの太陽光設備をまず重点的に考えながら、今後、それを基に重点加速化事業についても要望していきたいと。そのときの御配慮のほうをお願いしたいという形で、大臣のほうには要望させて、陳情させていただいたということで私は記憶をしております。

その後、環境局とも何度かやり取りをさせていただいております。それに向けて、町のほうで、まず先ほど金萬議員の質問にもありましたけれども、エアコン等につきましても、本来であれば重点加速化事業のほうで実施したいという考えではいたんですけども、今回不採択になったということで、今回みやぎ環境交付金のほうを活用した形でエアコンのほうの買換えについては実施をさせていただいております。

今から、今後の事業実施について見込みということなんですけれども、まず私たちも、ある程度そういったところで環境局さんとも相談しながら申請のほうをさせていただいておりますが、かなりこの事業については令和4年度から国のほうで実施しているわけなんですけれども、だんだん採択の枠が減ってきてているという事実も私たちも承知しておりました。その中で、できるだけ受けられる形が何なのかという形で、私たちも精査しながら申請をさせていただいたんですけども、今回、残念なことに不採択という形にはなってしまったわけですが、こちら不採択になっておりますが、今回、東北のほうでも山形のほうの何市、東北では1市とかそれ

ぐらいだと思うんですけれども、採択を受けておりますが、そういったところのチャレンジというか、補助金の要望につきましては、1度だけじゃなくて2度、3度チャレンジをしながら獲得をしているというような状況もございますので、先ほど課長が答弁申し上げたとおり、令和8年度もこの事業については、まだ実施をするということで環境省のほうからはお話をいただいておりますので、できるだけ町として、ゼロカーボンに向けた取組については必要なことという形で認識をしております。

こういった事業を財源を基に実施をしていかなければ、そういった事業のほうが進んでいかないというのも私たち認識しておりますので、そういった形で、今後また来年度もチャレンジさせていただきたいと思っております。

あと債務負担の関係なんですけれども、多分来年も実施するということであれば変更でもいいんじゃないかという形なのかなと思うんですけれども、改めてそのときの事業、今後の事業を精査しながら申請をするわけですので、改めて債務負担行為についてもそのときに精査した形で設定をしていきたいという形で考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 12番高久時男君。

○12番（高久時男君） じゃあ7月に行ったというのは、あれは陳情ね。陳情ね。そのときとうか、我々も行ったんですけども、伊藤、そのときの大臣の反応は何か言っていましたか。例えば、頑張るよとか何かそういうことがあったのであれば、伊藤大臣、国会議員、昨年落ちちゃったんですけども、まだ多少の影響力はあると思うんで、そういったものも使いながら、なるべく確保できるような形でお願いしたいなと思うんですけども、見解どうですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） 直接、私たちのほうに大臣のほうからということではなく、秘書のほうから「頑張っていきましょう」という話は、確かにそのときはございました。ですので、今後もそういういろいろな協力いただけるところを探って、私たちも申請をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。ほかにございますね。11番小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎） 1点のみ質問させていただきます。

ページ26ページ、8款2項1目21節損害賠償金70万1,000円とありますが、これは議案第53

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

号の和解及び損害賠償額の決定についての町長のほうからの説明では、全国町村会総合賠償補償保険により損害額については補填されるということを伺いましたが、補正予算に計上されている理由の説明を求めます。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。施設管理課長。

○都市開発部施設管理課長（大和田浩史君） お答えいたします。

こちら、議案第53号の損害賠償の損害金となっております。今回につきましては、町のほうから、後で内容も出てくるんですが、こちら補償内容が代車代及び車両の損害金という部分で分かれているんですけども、それを一括して、御本人さんの方に町から今回につきましてはお支払いするということで補正に計上させていただいております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 11番小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎） 保険で払う前に町のほうから出すということですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。施設管理課長。

○都市開発部施設管理課長（大和田浩史君） お答えいたします。

今回議案をお認めいただけましたら、それをもちまして町のほうから支出はいたします。また、保険のほうは町のほうの歳入として入ってくることとなっております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 11番小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎） そうしますと、ページ14ページ、23款4項3目雑入、損害共済金61万6,000円というのは、これは関係ない話、この関連について説明をお願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。施設管理課長。

○都市開発部施設管理課長（大和田浩史君） お答えいたします。

14ページの雑入、損害共済金、こちらにつきまして、この車両損害の保険金となっております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 11番小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） そうしますと、70万2,000円という話だったのが、保険からは61万6,000円補填されたと。その差額分を計上するべきだったのかなと私は思ったんですけども、いかがでしょうか。

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。施設管理課長。

○都市開発部施設管理課長（大和田浩史君） お答えいたします。

支払いにつきましては、保険のほうから直接分と町から直接分という支払いになれば差額分の計上となるんですけども、今回、相手方との交渉の中で一括してその損害金といいますか、補償費のほうを入れてほしいというお話もありまして、町のほうから全てにおいて一括でまずお支払いすると。保険会社のほうからは、御本人さんに直接ではなくて、そこも含めて町のほうに歳入として入れるというやり方を今回させていただいております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ほかに質疑ございませんか。2番阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） すみません。25ページ、7款1項3目地域振興費14節工事請負費の中なんですが、お試し移住体験住宅銘板設置工事と、いわゆるt u m i k iのウッドデッキ張替工事と2項目入っているんですが、これそれぞれ内訳は金額お幾らずつになるのでしょうか。また、耐用年数など、あらかじめ分かっているものがあれば教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。商工観光課長。

○経済産業部商工観光課長（佐藤瑞穂君） お答えいたします。

こちらの工事請負費につきましては、銘板、あとはウッドデッキの張替工事とも入札の案件となっておりますので、お答えは差し控えさせていただきます。御了承ください。

あと耐用年数になりますが、銘板は看板とか一般的な、ウッドデッキのほうも一般的な耐用年数だというふうに想定をしております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第44号令和7年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

再開は11時20分とします。

午前11時06分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第45号 令和7年度利府町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第7、議案第45号令和7年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。7番金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 7ページの1款1項1目一般管理費なんですけれども、ここシステム改修のところで、説明としては子育て支援事業の開始に伴うシステム改修ということなんですねけれども、これはたしか、来年子育て支援制度の開始ということだと思うんですけれども、ちょっと具体的に改修の目的と中身を教えていただければと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民課長。

○町民生活部町民課長（吉田雄一君） お答えいたします。

金萬議員御指摘のとおり、こちらは子ども・子育て支援金制度に備えてシステム改修を行うものでございまして、今現在、国の方で示されている資料に基づきまして、改正、改築の費用を計上しているものでございます。

子ども・子育て支援金制度につきましては、少子化、人口減少が危機的な状況にある中、子育て支援策の給付拡大に図ることということで、国民皆保険制度の枠組みを利用しながら全ての国民の保険管理者のほうから負担金を徴収するような形を取るという、そういう制度になっております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 7番金萬文雄君。

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

○ 7番（金萬文雄君） 国のほうで試算が出ていると思うんですけれども、設定のときに、例えば来年、幾らぐらいの子育て支援金の徴収というのが考えられているんでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民課長。

○町民生活部町民課長（吉田雄一君） お答えいたします。

国民健康保険制度に限りましては、令和8年度は1人当たり250円の徴収ということを国の方から示されております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 7番金萬文雄君。

○ 7番（金萬文雄君） 来年度以降のことで申し訳ないんですけども、250円ということで、これは私も試算見たんだけれども、毎年上がる感じだったので、そこら辺、教えていただけますでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず国の方からの試算の状況ですけれども、まず示されている大体の目安みたいなところにつきましては、大体50円とか100円ずつ上がるような形では、資料の方は出されていると思います。ただ、これに関しては、その加入、後期高齢と同じ支援制度ですので、どこに加入している、世帯によって、被保数によっても変わってきますので、ある程度の目安という形で捉えていただければなと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） ほかに質疑がございませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第45号令和7年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第46号 令和7年度利府町介護保険特別会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第8、議案第46号令和7年度利府町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 質疑ありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 討論ありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第46号令和7年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第47号 令和7年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第9、議案第47号令和7年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。7番金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 1点だけ。7ページ、1款1項1目一般管理費のところで、委託料として、多分、国保と同じように、後期高齢者医療システム改修ということで、説明としては子ども・子育て支援のシステム改修というふうにされているんですけども、実は令和4年10月から3年間の実施で、窓口負担2割の人が、被保険者の外来月3,000円までに抑える配慮措置というのが今まであったんですけども、9月で終了します。10月から3,000円の配慮措置がなくなるので、リアル丸々窓口で払わなきやいけないということになるんですけども、ここの対応

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

も含めたシステム改修になっているんでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民課長。

○町民生活部町民課長（吉田雄一君） お答え申し上げます。

こちらに計上されている予算は、あくまで子ども・子育て支援金に関するシステム改修のための費用というふうになっております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 7番金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 10月からの配慮措置については、特にシステム改修しなくても問題ないということなんでしょうか。これ、なかなか忘れている人も多いのかと思うんですけれども、周知のほうはどうなっているのかなというのは受けたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

こちらの給付に関するシステムにつきましては、宮城県の広域連合のほうで一括システムという形になりますので、そのデータで広域連合のほうから高額医療等の通知を差し上げる形になりますので、町のほうの改修では行わない形になっております。

多分、そういう周知という形になれば、今後広域連合のほうで新たな制度が変わるわけですから、そういった形で議員さんのほうでも連合の議会のほうにお伝えいただいて、そういった形で周知のほうを徹底していただけるような形でお願いしていただければなと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第47号令和7年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第48号 令和7年度利府町町営墓地特別会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第10、議案第48号令和7年度利府町町営墓地特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第48号令和7年度利府町町営墓地特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第11 議案第49号 令和7年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第11、議案第49号令和7年度利府町水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第49号令和7年度利府町水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第50号 令和7年度利府町下水道事業会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第12、議案第50号令和7年度利府町下水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第50号令和7年度利府町下水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第51号 工事請負契約の締結について

○議長（鈴木忠美君） 日程第13、議案第51号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第51号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第14 議案第52号 訴えの変更について

○議長（鈴木忠美君） 日程第14、議案第52号訴えの変更についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第52号訴えの変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第15 議案第53号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（鈴木忠美君） 日程第15、議案第53号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。12番高久時男君。

○12番（高久時男君） 除草中の飛び石事故ということです。結構金額が高いので、相手の損害はどういう部分かなということですね。フロントガラスが割れたとか、サイドガラスが割れた

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

のか、ボディーに傷をつけたのか、その辺の内容と、あとこれ先ほどの小渕さんの質問の中でもちょっとあったんだけれども、この保険って66万なんですね。全額じゃないということで、その辺の割り振りの説明ですね。あと、何か話を聞いたときによると、レンタカ一代もあったということなので、レンタカーは一体何日代車として出して、1日当たりの単価幾らか。それとあと、これやっぱり安全講習をちゃんとやっているのかなという疑問が生じるんですよ。毎回、同じことを言っているんだけれども、防護ネットとの隙間から行つたとかどうのこうのかかっていつも言うんだけれども、やっぱり車が走ってきたら、刈払機の前の刃とかワイヤーは上に上げるべきよ。それやっています、見て。そういうところ、必ず飛ぶから、石は。そういう前提で除草作業をやってもらわないと、こういう事故が後を絶たないと思いますので、その辺の見解とこれから取組、説明願います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。施設管理課長。

○都市開発部施設管理課長（大和田浩史君） お答えいたします。

まず、補償といいますか相手方の内容でございますが、助手席のドアを損傷しております。また、助手席の窓ガラスにつきましては全損しております。ドア1枚全てを交換し、その前後の塗装及び落ちたガラス破片の車内清掃等一式というものが内容となっております。

また、保険とこちらでの損害賠償の金額の差分ですけれども、こちらにつきましては、事故当初から、本町としてできる補償内容につきまして、理解を得るべく丁寧に相手方と示談交渉を重ねてきたんですが、相手方がどうしても納得されないということがありまして、また、その相手方から訴訟の話が持ち出されまして、その時点で相手方が求める、こちらで提示してある内容より多い分の差分と、実際の訴訟が起きた場合に、こちらで弁護士等を立てることとなりますので、その費用等について考え方をした結果、経済的合理性などにより、相手方の申し分、差分をお支払いしたほうがいいと判断して差分が出たものであります。

また、代車代につきましては、日数的には代車56日分です。単価につきましては4,400円。合計で税込みで27万1,040円の代車代となっております。

次に、安全対策につきましては、当日、通常ほかの作業においてもなんですかけれども、2人1組ないし3人1組で、草刈り作業をする人間と、その周辺の飛び石等防止のための防護ネットを使用して作業に従事しております。

また、今年度なんですかけれども、ちょっと日にちが事故があった後になってしまったんですが、作業員全員に安全衛生資格取得講習会というものを受講させております。こちらにつきま

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

しては、草刈り機やチェーンソーなどの安全管理の講習を受けまして、安全衛生の資格というものを全員に取得させております。また、毎月2回ミーティングを実施しまして、日頃の作業の安全管理や、夏場であれば熱中対策などについて注意・指導を行っているところであります。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 12番高久時男君。

○12番（高久時男君） 相手方が納得しなかったという部分、一体何が納得できないのか。一般的に、こういった事故の場合、原状復帰というのが加害者のほうの責任であるわけで、例えば、あと人的に何かあったらそこに慰謝料とかが生じるだろうけれども、その場合、人に対するものがないのであれば、あくまでも物損なので、そこはやっぱり原状復帰すればそれで終わりという形だと思うんだけども、何が納得できなかったのかということを聞きたいなと思っています。

一般的に、この事故だと、ドアが恐らくプレス20万、あと横のドアのガラス交換だけだろうから、これだけで別にちょっと外してやればいいから、こうやってかかったと言ったって10万よ、普通は。すると、大体内容的に20万ぐらいですよ。あとは、車を動かせなかつた間の期間の保証ということで、通常だったら2週間ぐらいで大体終わるんじゃないかなと思うんだけども、その辺、ちょっと内容的に分からないと、相手が何が納得できないのか。ごねていたのか。

最終的にそこまでいったら、費用対効果とかという話じゃなくて、徹底的に戦うべきよ、裁判で、と思うんだけども、その辺の見解。

それと、安全講習ってやっているとは言うんですけども、安全講習って、一般的に自分にけががないようにとか、そういうところに重きを置かれているわけですよ。今回の場合みたいに、相手に対するものとか、要するに飛び石とかそういう可能性があるので、だから先ほど言ったように、必ず石は飛ぶという前提に立たないと。そういうところの指導もしっかりしてもらいたいと思います。

まず、じゃあその辺の見解。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。施設管理課長。

○都市開発部施設管理課長（大和田浩史君） お答えいたします。

相手の御要望と、こちらの保険内容で見られる範囲の違いだったんですけども、まず保険の適用につきましては、助手席ドアの板金塗装でガラスを新しくするという内容でした。相手

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

方のお申出につきましては、助手席ドア1枚そっくり新品に交換してくれという内容でした。

こちらが、我々職員のほうも、最初は交換できないものかということで保険屋とも交渉したんですけども、やはり保険のアジャスターさんに見てもらった結果、交換まではできないというところがありまして、相手方となかなかそこが折り合いがつかないというものであります。

また、徹底的にやり取りを、やり合いいいですか、すべきだというところですが、先ほどお話しさせていただいたように、期間も大分長期化してきたこともありますし、また訴訟が起きるに当たりまして、お互いというよりも町の費用の手出し分、保険、損害補償賠償分の手出し分と、逆にそれ以外にかかる訴訟を受けてしまった場合の費用、こちらを総合的に勘案して、費用対効果ではないんですけども、先ほどお話しさせていただいた経済的合理性というところで、手出しを出して相手方の要望をのんだほうが合理性的にもいいと総合的に判断させていただいたものです。

また、作業中の飛び石があるものだというところですけれども、今後につきましても草刈り作業がまだまだありますので、そこは作業員に対して徹底してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） よろしいでしょうか。ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 質疑がございませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第53号和解及び損害賠償の額の決定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第16 議案第54号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（鈴木忠美君） 日程第16、議案第54号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について

てを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略し、これより議案第54号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（鈴木忠美君） ただいまの出席議員は15名です。

立会人を指名します。

会議規則第50条第2項の規定により1番郷右近佑悟君、2番阿部彦忠君を指名します。

投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

○議長（鈴木忠美君） 念のために申し上げます。投票は、会議規則第78条の規定により、選任に同意の方は「賛成」と、不同意の方は「反対」と記載願います。

なお、会議規則第78条の2の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○議長（鈴木忠美君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

[事務局長点呼]

[各議員投票]

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

○議長（鈴木忠美君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次に、開票を行います。

1番郷右近佑悟君、2番阿部彦忠君、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（鈴木忠美君） 投票の結果を報告します。

投票総数 15票

うち有効投票 15票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 15票

反対 0票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、議案第54号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

日程第17 請願第2号 国に対する「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書の提出を求める請願

○議長（鈴木忠美君） 日程第17、請願第2号国に対する「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書の提出を求める請願を議題とします。

本請願の紹介議員、土村秀俊君より内容を説明願います。土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） それでは、請願の紹介を行います。

請願第2、請願書、利府町議会議長、鈴木忠美様。

請願者は、塩竈市にある日本国民救援会塩釜支部であります。

紹介議員は私、土村でございます。

次のページです。

件名ということで、国に対する「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書の提出を求める請願でございます。

請願の趣旨と理由についてありますけれども、文章はずっと長く記載されておりますけれども、前半の部分については、再審法の改正に必要な象徴的な事件として、皆さん御存じだと思いますけれども、去年、死刑囚の袴田さんが無罪になったということで、再審の事件、袴田事件ということについて説明がありますので、あと後ほど皆さん、それぞれお読みいただければいいかなというふうに思います。

後半の「このように」というところからが請願事項の説明になっておりますので、ここを読み上げていきたいと思います。

捜査機関が集めた証拠を検察官が独り占めして請求人に見せなくてもよい現行法の下では、その中に請求人に有利な証拠が含まれていても、冤罪犠牲者は救済されません。そんな不合理がなぜ許されるのか、これが請願事項の1の説明です。

それから、また長い時間をかけた審議の後、ようやく再審開始決定が出されても、検察官が不服申立てを繰り返せば、それだけで救済がさらに遅れてしまいます。これが請願事項2の説明ですね。

そして最後に、検察官の不服申立ては、冤罪の早期救済の観点から禁止されて当然です。さらに、現行法の刑事訴訟法の再審に関する規定はわずか19条しかなく、再審請求事件を裁判所がどういう手続で審理するのか、事実上規定がないに等しいものです。各地の裁判所の審理がばらばらなのはそのためですということで、これが3の理由でございます。

不幸な冤罪犠牲者を早期に救済する上で、少なくとも下記3点に関する法改正及び法整備が急務ですということで、請願事項としては1、再審のための全ての証拠を開示すること。2、再審開始決定に対する検察の不服申立てを禁止すること。3が、公正な再審手続の整備することという、3つの請願事項であります。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出しますということで、これが請願者の請願理由であります。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 請願の説明を終わります。

直ちに、本請願の質疑を行います。

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、土村議員は自席にお戻りください。

利府町議会会議規則第36条及び第85条の規定により、討論を省略します。

お諮りします。

本請願については総務企画常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思
いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、請願第2号国に対する「刑事訴訟法
の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書の提出を求める請願は総務企画常任委員会に付
託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（鈴木忠美君） ここで昼食のため休憩といたします。

再開は13時とします。

午前11時55分 休憩

午後0時58分 再開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 認定第1号 令和6年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第2号 令和6年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第20 認定第3号 令和6年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に
について

日程第21 認定第4号 令和6年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第22 認定第5号 令和6年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定に
について

日程第23 認定第6号 令和6年度利府町水道事業会計利益の処分及び決算の認定
について

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

日程第24 認定第7号 令和6年度利府町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（鈴木忠美君） 日程第18、認定第1号令和6年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第24、認定第7号令和6年度利府町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまで、議事の関係上、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に提案しております認定第1号から認定第7号までの令和6年度各種会計決算の認定について、順次御説明申し上げます。

歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開き願います。

初めに、**認定第1号令和6年度利府町一般会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総額が159億7,918万4,723円、歳出総額は153億8,536万3,605円となり、歳入歳出差引き残額は5億9,382万1,118円であります。

このうち翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は5億5,446万8,118円となっており、2億8,000万円を財政調整基金に積み立て、残りの2億7,446万8,118円を令和7年度へ繰り越しております。

次に、**認定第2号令和6年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総額が31億9,201万5,032円、歳出総額は31億4,596万5,772円となり、歳入歳出差引き残額は4,604万9,260円であります。

このうち4,000万円を国民健康保険事業財政調整基金に積み立て、残りの604万9,260円を令和7年度へ繰り越しております。

次に、**認定第3号令和6年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総額が24億9,398万649円、歳出総額は24億1,593万412円となり、歳入歳出差引き残額は7,805万237円であります。

このうち4,000万円を介護保険事業財政調整基金に積み立て、残りの3,805万237円を令和7年度へ繰り越しております。

次に、**認定第4号令和6年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総額が4億5,755万1,861円、歳出総額は4億4,749万157円となり、歳入歳出差引き残額は1,006万1,704円で、その全額を令和7年度へ繰り越しております。

次に、**認定第5号令和6年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

額が1,552万6,798円、歳出総額は1,416万9,272円となり、歳入歳出差引き残額は135万7,526円であります。

このうち70万円を町営霊園等管理運営基金に積み立て、残りの65万7,526円を令和7年度へ繰り越しております。

201ページ、202ページをお開き願います。

認定第6号令和6年度利府町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてでございます。（1）収益的収入及び支出でございますが、収益的収入の決算額は11億218万118円であり、収益的支出の決算額は9億8,815万2,013円であります。

203ページ、204ページをお開き願います。

（2）資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は1,708万3,672円であり、資本的支出の決算額は3億6,668万204円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億4,959万6,532円につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

206ページ、207ページをお開き願います。

令和6年度利府町水道事業会計利益の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和6年度に生じた未処分利益剰余金3億6,354万2,729円のうち、9,740万円を建設改良積立金に積み立てるものであります。

233ページ、234ページをお開き願います。

認定第7号令和6年度利府町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてでございます。

（1）収益的収入及び支出でございますが、収益的収入の決算額は13億2,862万2,967円であり、収益的支出の決算額は12億4,221万996円であります。

235ページ、236ページをお開き願います。

（2）資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は1億6,033万1,000円であり、資本的支出の決算額は3億7,982万9,253円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億1,949万8,253円につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分勘定留保資金、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填しております。

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

238ページ、239ページをお開き願います。

令和6年度利府町下水道事業会計利益の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和6年度に生じた未処分利益剰余金2億8,227万5,937円のうち、7,703万4,483円を資本金に組み入れ、1億円を減債積立金に積み立てるものであります。

以上が認定7件でございます。

なお、会計管理者から概要を説明させますので、よろしくお願ひします。また、詳細につきましては、決算書の事項別明細書及び主要な施策の成果に関する説明書を御覧いただくとともに、決算審査特別委員会において各担当から御説明申し上げますので、慎重審議の上、認定いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（鈴木忠美君） 次に、会計管理者より概要の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（千田耕也君） お疲れさまです。

それでは、認定第1号から認定第5号までの令和6年度利府町一般会計及び特別会計の決算の概要と財産に関する調書について御説明いたします。

利府町歳入歳出決算書の3ページを御覧ください。

初めに、一般会計の款別決算額でございます。

歳入につきましては、ページ下の歳入合計を御覧ください。

予算現額163億2,481万8,000円に対して調定額161億2,319万5,478円、収入済額は159億7,918万4,723円で、前年度と比較して4億6,818万1,423円、3.0%の増となっております。また、不納欠損額は542万5,146円、収入未済額は1億3,858万5,609円で、収入率は予算現額に対して97.9%、調定額に対して99.1%となっております。

次に、4ページを御覧ください。

一般会計の歳出でございますが、ページ下の歳出合計を御覧ください。

予算現額163億2,481万8,000円に対して支出済額153億8,536万3,605円で、前年度と比較して5億3,380万955円、3.6%の増となっております。また、翌年度繰越額2億6,907万2,000円につきましては、新中堀新川崎道路整備事業など11件の事業を令和7年度へ繰越ししたものでございます。

予算現額に対する支出率につきましては94.2%であります。

なお、歳入歳出の主な増額の理由でございますが、歳入では、地方特例交付金や地方交付税が増額になったことによるものであります。また、歳出では、庁舎長寿命化改修事業や前年度

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

からの繰越し事業である道路整備事業の執行により増額となったものであります。

次に、5ページを御覧ください。

国民健康保険特別会計の款別決算額でございます。

歳入でございますが、上の表の歳入合計を御覧ください。

予算現額33億488万9,000円に対して調定額33億364万6,888円、収入済額は31億9,201万5,032円で、前年度と比較して9,092万8,583円、2.8%の減となっております。また、不納欠損額は494万1,730円、収入未済額は1億669万126円となり、収入率は予算現額に対して96.6%、調定額に対しても96.6%となっております。

歳出でございますが、下の表の歳出合計を御覧ください。

予算現額33億488万9,000円に対して、支出済額31億4,596万5,772円で、前年度と比較して1億837万902円、3.3%の減となっております。予算現額に対する支出率は95.2%であります。

次に、6ページを御覧ください。

介護保険特別会計の款別決算額でございます。

歳入でございますが、上の表の歳入合計を御覧ください。

予算現額25億5,319万円に対して調定額24億9,945万7,105円、収入済額は24億9,398万649円で、前年度と比較して5,381万5,924円、2.2%の増となっております。また、不納欠損額は49万8,640円、収入未済額は497万7,816円となり、収入率は予算現額に対して97.7%、調定額に対して99.8%となっております。

歳出でございますが、下の表の歳出合計を御覧ください。

予算現額25億5,319万円に対して支出済額24億1,593万412円で、前年度と比較して1,580万9,122円、0.7%の増となっております。予算現額に対する支出率は94.6%であります。

次に、7ページを御覧ください。

後期高齢者医療特別会計の款別決算額でございます。

歳入でございますが、上の表の歳入合計を御覧ください。

予算現額4億5,310万1,000円に対して調定額4億6,286万2,509円、収入済額は4億5,755万1,861円で、前年度と比較して6,507万9,126円、16.6%の増となっております。また、不納欠損額は79万3,000円、収入未済額は451万7,648円となり、収入率は予算現額に対して101.0%、調定額に対して98.9%となっております。

歳出でございますが、下の表の歳出合計を御覧ください。

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

予算現額4億5,310万1,000円に対して支出済額4億4,749万157円で、前年度と比較して6,274万5,451円、16.3%の増となっております。予算現額に対する支出率は98.8%であります。

次に、8ページを御覧ください。

町営墓地特別会計の款別決算額でございます。

歳入でございますが、上の表の歳入合計を御覧ください。

予算現額1,555万4,000円に対して調定額1,552万6,798円、収入済額1,552万6,798円で、前年度と比較して151万3,910円、10.8%の増となっております。不納欠損額及び収入未済額はございません。収入率は予算現額に対して99.8%、調定額に対して100%となっております。

歳出でございますが、下の表の歳出合計を御覧ください。

予算現額1,555万4,000円に対して支出済額は1,416万9,272円で、前年度と比較して121万1,386円、9.3%の増となっております。予算現額に対する支出率は91.1%であります。

続きまして、財産に関する調書について御説明いたします。

189ページを御覧ください。

公有財産の土地及び建物の総括でございます。一番下の合計を御覧ください。

土地の決算年度末の地籍についてでございますが、ため池の財産区分の変更やお試し移住体験住宅に係る寄附等に伴い、7,484.86平方メートル増の301万8,446.27平方メートルとなっております。

次に、190ページを御覧ください。

建物木造の決算年度末の延べ面積については400.23平方メートル増の9,981.6平方メートルであり、同じく非木造の延べ面積につきましては、648.69平方メートル減の9万6,581.78平方メートルとなっております。

次に、191ページを御覧ください。

（3）有価証券の決算年度末現在高につきましては、国債証券、地方債証券ともに前年度からの増減はなく4億6,921万9,000円となっております。

次に、196ページを御覧ください。

196ページから199ページまで、各基金の増減状況を記載しております。これら基金の決算年度末現在高の総額は38億3,956万1,965円で、前年度より2億1,986万9,564円の増となっております。

以上が、令和6年度利府町一般会計及び特別会計の決算と財産に関する調書の概要でござい

ます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木忠美君） 以上で提案理由及び概要の説明を終わります。

続いて、代表監査委員より決算審査意見の説明を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（宮城正義君） それでは、令和6年度利府町各種会計歳入歳出決算等の審査結果につきまして概要を説明申し上げます。

データで配付されております令和6年度利府町各種会計歳入歳出決算等審査意見書の1ページを御覧願いたいと思います。

1の審査の対象でございますが、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付された一般会計及び4つの特別会計の令和6年度の歳入歳出決算が対象でございます。

2の審査の対象でございますが、（1）から（4）の観点から、7月11日から8月6日までの10日間にわたり、職員から説明を求め審査を実施いたしました。その結果につきましては、8月29日に令和6年度利府町各種会計歳入歳出決算等審査意見書として町長に提出しております。

3の決算の概要でございますが、令和6年度の一般会計及び特別会計の歳入決算総額は221億3,825万9,063円で、前年度に比べ4億9,766万1,800円の増加となりました。また、歳出決算総額は214億891万9,218円で、前年度に比べ5億519万6,012円の増となりました。

詳細につきましては会計管理者から説明がありましたので、省略させていただきます。

続きまして、2ページの4の審査の結果及び意見でございます。

令和6年度利府町各種会計歳入歳出決算を審査した結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算における計数は正確であると認められました。

次に、収入支出事務関係における意見でございます。

まず、収入関係でございますが、アの町税関係につきましては、町税全体の収入は、前年度と比べ1億323万2,807円減少しております。これは、主に町民税の収入額が減少したものでございます。令和6年度は、国の経済対策による定額減税の実施により減少したものでございますが、減収分は地方特例交付金で補填されております。また、収納対策といたしましては、夜間相談窓口、毎月第2日曜日の休日窓口の開設及び徴収員の活用や滞納処分の執行停止を適用するなどして滞納整理に努めていることが認められました。さらに、令和2年度からスマートフォン等でアプリ収納による納付が開始されたことも納付額が増えている1つの要因となっているものと考えられます。引き続き、町民の納税意識の高揚を図り、税の公平性の観点から、

法的手段を含めた適切な徴収対策を講じていくことを期待するものです。

次に、イの税外収入の収入未済状況は、総額で前年度より186万939円増加しております。内容につきましては記載されているとおりですが、特に滞納額の多い学校給食費においては口座振替等の徹底を図り、受益者負担の公平公正の観点から、収入未済額の解消に向けた努力を望むものです。

ウの寄附金関係でございますが、ポータルサイトの追加等により寄附金の増額に取り組みましたが、企業版ふるさと納税を含め、総額で7億161万9,632円となり、前年度より1万1,779件、7,245万6,642円増加いたしました。主な要因といたしましては、物価の高騰に伴い全国的に返礼品が米や日用品の需要が多くなっておりましたが、利府町ではこれらの取組が少なかつたことと思います。寄附金は寄附者の意向に沿って様々な事業に活用されていますが、今後も適切な管理と運用に努めるよう望みます。

エの特別会計における収入未済状況ですが、特別会計全体で前年度に比べ673万6,863円増加しております。今後も特別会計の健全な運営のため、収入未済額縮減の取組に努めるよう望みます。収入未済額の状況は記載のとおりでございます。

次に、4ページの支出関係でございます。

支出関係につきましては、適正に執行されておりましたので、特に指摘する事項はありませんでした。

まとめといたしまして、令和6年度の決算は町税が先ほど申し上げましたように、1億323万4,807円減少しております。主なものにつきましては、町民税が定額減税分で1億6,784万7,000円減少したことによるものでございます。また、歳入総額における収入未済額は前年度に比べ300万865円増加しております。これは物価高騰による社会情勢等が影響しているものと思われます。これらについては、引き続き財産調査を強化し、滞納整理に努め、預金や債権の差押えの執行等により収納の推進を図るなどして、より一層の徴収強化を望みます。

また、税外収入は認定こども園建設完了伴う児童福祉補助金の減少やふるさと応援寄附金の減少で大幅な減額となっております。収入未済額は、住宅使用料、災害援護資金貸付金、学校給食費等総額で増加しており、これは、税同様に物価高騰による社会情勢によるものと推測されますが、今後も受益者負担の公平公正の観点から、収入未済額の解消に向けた取組に期待するものです。

なお、5ページから18ページに参考資料を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたい

と思います。

次に、19ページの利府町土地開発基金運用状況の審査意見書でございます。

これは、地方自治法第241条第5項の規定に基づき審査に付されたものです。

1の審査の方法でございますが、設置の目的に従い適正に管理・運用がなされているか、計数は正確であるかなどに主眼を置き、審査を実施いたしました。

3の審査の結果及び意見でございます。基金の審査の結果、計数は正確であると認められました。しかし、土地開発基金は公共用地の円滑な取得を目的に創設された基金であり、土地の取得後は遅滞なく一般会計で再取得し、公有財産として管理するものであります。今後の基金活用のためにも、事業計画の見直し等を検討し、基金設置の趣旨に沿うよう措置されることを望みます。

20ページの利府町水道事業会計決算審査意見書でございます。

1の審査方法につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査をしております。審査に当たっては、（1）、（2）の観点から職員に説明を求め、審査を実施いたしました。

2の決算の概要でございますが、20ページから27ページまでに記載されておりでございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

28ページをお願いします。

3の審査の結果及び意見でございます。令和6年度の利府町水道事業会計決算を審査した結果、決算報告書及び財務諸表は地方公営企業法に準拠して作成され、計数は正確であり、かつ事業の経営成績及び財務状況を適正に表しているものと認められました。また、収益的収支、資本的収支の内容につきましては、記載されているとおりでございます。

意見といたしましては、令和6年度の水道事業は、核家族世帯等の増により給水戸数は増加しているものの、給水人口は減少しております。また、給水収益につきましては、前年度と比較すると増となっているものの、社会情勢による物価上昇の影響等により、住民は節水意識が高まっているため、今後、大幅な増加は見込めないものと考えられます。さらに、施設面では耐用年数を迎える公共施設の更新や近年多発する自然災害への対応など、様々な問題を抱えております。これらに対応するため平成30年度に策定した利府町水道事業アセットマネジメントや利府町水道事業ビジョンに基づき、計画的かつ効率的な事業を推進し、健全な維持管理に取り組めるよう望みます。また、過年度分の水道料金等の未済額は微減しており、徴収強化や適

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

切な債権管理の努力が認められました。今後も安定した水の供給と計画的な水道事業経営に努められることを望みます。

なお、29ページから31ページに参考資料を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

次に、32ページの利府町下水道事業会計決算審査意見書でございます。

1の審査の方法につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査しております。審査に当たっては、（1）、（2）の観点から職員に説明を求め、審査を実施いたしました。

2の決算の概要でございますが、32ページから38ページまでに記載されているとおりでございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

39ページをお願いします。

3の審査の結果及び意見でございます。令和6年度の利府町下水道事業会計決算を審査した結果、決算報告及び財務諸表は公営企業法に準拠して作成され、計数は正確であり、かつ事業の経営成績及び財務状況を正確に表しているものと認められました。また、収益的収支、資本的収支の内容につきましては、記載されているとおりでございます。

意見といたしましては、令和6年度の下水道事業は、新たな土地利用の促進等により、住宅等の増により排水管が増加したため、下水道使用料は増となりました。下水道の普及及び維持管理が計画的に進んでいるものと思われます。しかし、下水道施設は施設の老朽化が進んでいるため、令和5年度に策定した利府町下水道事業アセットマネジメントに基づき、計画的かつ効率的な事業の進捗を望みます。また、過年度分下水道使用料の徴収率が伸びております。これは、水道事業との連携を図り収納関連業務を民間委託したことにより、収納未済額の減少につながったものと考えております。今後も下水道施設の整備・普及に努め、下水道事業の経営の健全化、適切な維持管理に努められるよう望みます。下水道施設は、生活環境の改善と公衆衛生の向上に欠かすことのできない施設であることから、今後、確実に見込まれる資産の老朽化対策など、計画的かつ効率的に事業を推進しながら適切な排水機能を確保することを願います。

なお、40ページから42ページに参考資料を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

次に、43ページの令和6年度財政健全化審査意見書、及び44ページの令和6年度利府町水道

令和7年 9月定例会会議録（9月5日 金曜日分）

事業会計及び下水道事業会計の経営健全化の審査の意見につきましては、報告第7号で報告がありましたとおりでございますので、省略させていただきます。

以上で令和6年度利府町各種会計歳入歳出決算等審査意見書の概要説明を終わります。

○議長（鈴木忠美君） 以上で決算審査意見の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題になっております認定第1号から認定第7号までの令和6年度利府町各種会計歳入歳出決算につきましては、議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第7号までの令和6年度利府町各種会計歳入歳出決算につきましては、議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。

お諮りします。決算審査特別委員会のため、明日9月6日から9月10日までの5日間を休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、9月6日から9月10日までの5日間を休会とすることに決定しました。なお、再開は9月11日です。決算審査特別委員会終了後に会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後1時33分 閉会

上記会議の経過は、事務局長太田健二が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和7年9月5日

議長

署名議員

署名議員